

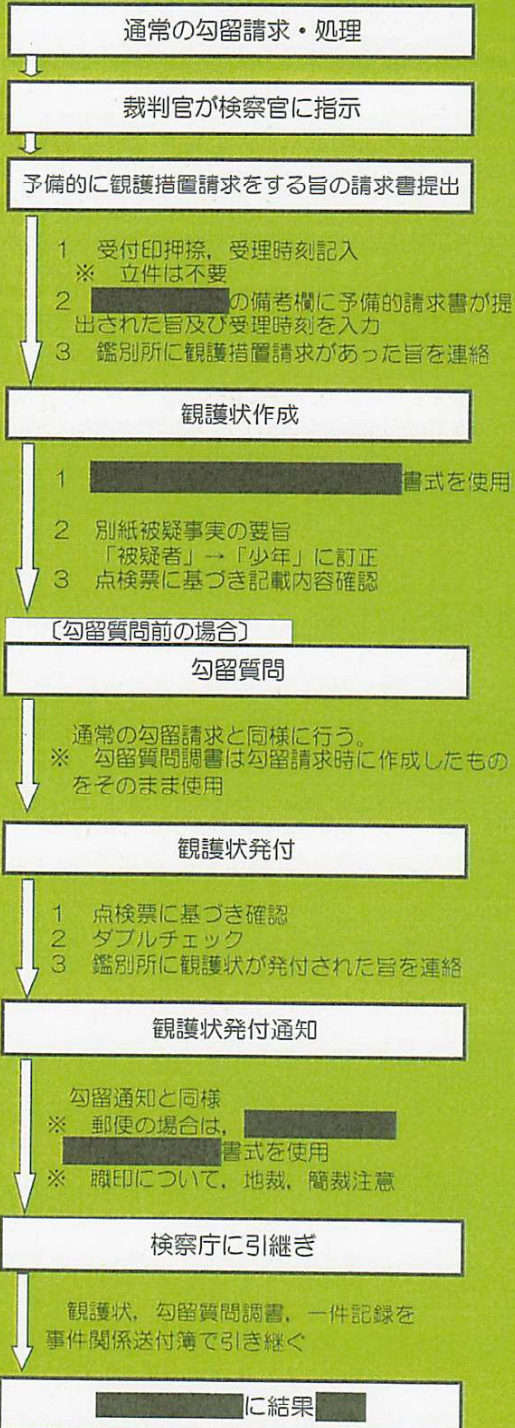
第2

勾留に代わる観護 措置請求

勾留に代わる観護措置（観護状）請求事件フローチャート

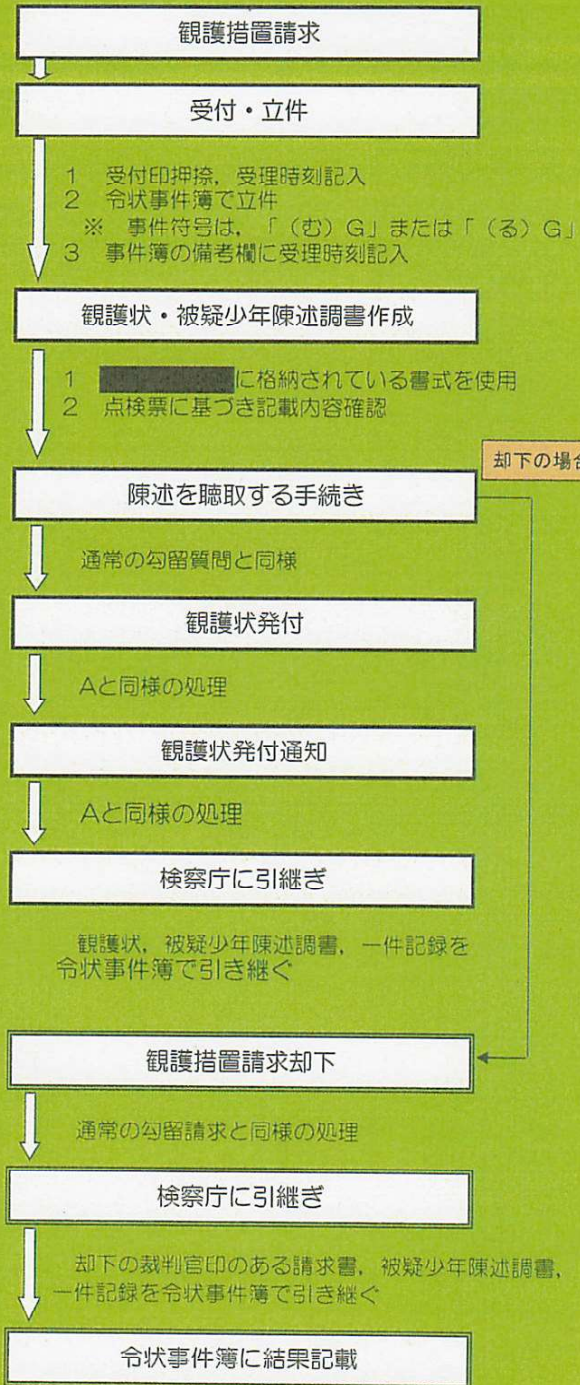
※ 以下のA, Bの場合がありますが、いずれも地裁または簡裁で処理する事件です。

A 《勾留請求後に、裁判官の指示で観護状を発付する場合》



終局結果は「その他」、備考欄に「観護状発付」

B 《勾留請求をせずに、勾留に代わる観護措置請求がされた場



令状事件簿の「結果」欄の「発付」の文字を赤線で抹消し、「却下」と朱書きする

第2 勾留に代わる観護措置請求（観護状）

1 勾留請求後に、裁判官の指示で観護状を発付する場合

(1) 検察官から予備的に観護措置請求をする旨の請求書を提出させる。

ア 請求書に受付印を押し、時刻を記入する（逮捕の制限時間内であることを明らかにするため）。

イ 立件は不要である。

ウ

（記載例）

●備考

14:10 浦和西

予備的観護措置請求 16:02 さいたま少年鑑別所

(2) 観護状を起案する。

ア

する。

イ 点検票に従って記載事項等を確認する。

ウ 勾留請求時に作成した勾留質問調書はそのまま利用する。

エ 観護状に添付する別紙「被疑事実の要旨」の「被疑者」の記載を「少年」に訂正する。

(3) 通常通り勾留質問を行う。

(4) 観護状が発付された場合

ア 観護状の発付された事実により、勾留請求は当然に却下となるので、却下の処理は不要である。

* 観護状には接見禁止決定は付けることはできず、当然却下にはならないので、接見禁止等請求があった場合は却下が必要であることに注意。

イ 観護状が発付されたことの通知は、勾留通知の場合と同様に行う。ただし、書面で通知する場合には、

(5) 観護状、勾留質問調書、勾留請求事件記録、勾留に代わる観護措置請求書を事件関係送付簿で検察庁に引き継ぐ。

(6)

2 勾留請求をせずに、勾留に代わる観護措置請求がされた場合

(1) 受付・立件

ア 請求書に受付印を押し、時刻を記入する（逮捕の制限時間内であることを明らかにするため）。

イ 立件は事件簿（紙の帳簿）で行う。事件番号は「（む）G」（地裁）または「（る）G」（簡裁）。

ウ 事件簿の備考欄に受理時刻を記入する。

(2) 観護状及び被疑少年陳述調書（勾留質問調書に準ずるもの）を起案する。

ア

観護状及び被疑少年陳述調書を起案する。

イ 被疑少年陳述調書は、勾留質問調書と同様、被疑者国選対象事件用と非対象事件用がある。

ウ 点検票に従って記載事項等を確認する。

(3) 勾留質問に準ずる「少年の陳述を聴く手続」を行い、被疑少年陳述調書を作成する。手順は勾留質問と同様である。

(4)ア 観護状が発付された場合

観護状が発付されたことの通知は、1(4)イのとおり

イ 観護措置請求が却下された場合

勾留請求却下の場合と同様の処理をする。

(5) 検察庁への記録の引継ぎ

観護状（または、却下の記載のある観護措置請求書）、被疑少年陳述調書、勾留に代わる観護措置請求事件記録を事件簿で引き継ぐ。

3 被疑者国選弁護人選任請求がされた場合（上記1，2の場合共通）

※ 通常の勾留の場合の被疑者国選弁護人選任請求事件と同様に処理する。

* 詳細は「刑事関係マニュアルⅡ」参照

4 鑑別所への連絡（1，2の場合共通）

(1) 観護状が発付されそうなとき（観護状の請求が来たとき）は、とりあえず鑑別所に一報を入れておく。

(2) 観護状が発付されたときにも、速やかにその旨を鑑別所に伝える。（少年が鑑別所に収容されてから、鑑別所で各種手続が行われるため、少年が収容される時間の目安等も伝える。

【簡裁用と地裁用の別に注意】

観 護 状			指揮印
少 年	氏 名	歳（平成 年 月 日生）	經由 官 印
	年 齢		
	住 居		
	職 業		
少年に対する 被疑事件 について、同人を さいたま少年鑑別所 に送致する。			
被 疑 事 実 の 要 旨		別紙のとおり	
刑 事 訴 訟 法 6 0 条 1 項 各 号 に 定 め る 事 由		次葉のとおり	
有 効 期 間		平成 年 月 日 まで	
この令状は、有効期間経過後は、その執行に着手することができない。この場合には、これを 当裁判所に返還しなければならない。			
平成 年 月 日 さいたま簡易裁判所 裁 判 官			
請 求 の 年 月 日		平成 年 月 日	
執 行 し た 年 月 日 時 及 び 場 所		平成 年 月 日 午 時 分	
記 名 押 印			
執 行 す る こ と が で き な か っ た と き は そ の 事 由			
記 名 押 印		平成 年 月 日	
収 容 し た 年 月 日 時 及 び 取 扱 者		平成 年 月 日 午 時 分	

【簡裁用と地裁用の別に注意】

刑事訴訟法60条1項各号に定める事由

下記の 号に当たる。

- 1 少年が定まった住居を有しない。
- 2 少年が罪証を隠滅すると疑うに足りる相当な理由がある。
- 3 少年が逃亡し又は逃亡すると疑うに足りる相当な理由がある。

【簡裁用と地裁用の別に注意】

平成 年 月 日

通 知 書

殿

さいたま簡易裁判所
裁判所書記官

少年 に対する 被疑事件について、
本日、同人は勾留に代わる観護措置として さいたま少年鑑別所 に収容されたから通知します。

※ 今後、この事件についての問い合わせなどは、さいたま地方検察庁にしてください。
(電話 XXXXXXXXXX)

(裁判官印)

被 疑 少 年 陳 述 調 書

被 疑 少 年

被 疑 事 件 名

陳 述 の 年 月 日 平 成 年 月 日

陳 述 の 場 所 さいたま簡易裁判所

裁 判 官

裁 判 所 書 記 官

人定質問

問 氏名、年齢、住居及び職業について述べてください。

答 検察庁で述べたとおりです。

裁判官は、終始沈黙し、又は個々の質問に対し陳述を拒むことができる旨を告げ、観護措置請求書記載の被疑事実を読み聞かせた。

問 検察官からこのような事実について勾留に代わる観護措置の請求があったが、これに対して何か述べることはないですか。

答

裁判官は、弁護士選任権を告げ、弁護士、弁護士法人又は弁護士会を指定して弁護人の選任を申し出ることができる旨及びその申出先を教示し、また、国選弁護士請求権を告げ、弁護人の選任を請求するには資力申告書を提出しなければならない旨及びその資力が基準額以上であるときは、あらかじめ埼玉弁護士会に弁護人の選任の申出をしていなければならない旨を教示し、少年鑑別所に収容した場合の通知先を尋ねたところ、

答 弁護人の選任のことはわかりました。

通知先は

以上のとおり読み聞かせたところ、相違ない旨申し立て署名指印をした。

被疑少年

指印

前同日同庁

裁判所書記官

即日通知済 同日同庁 裁判所書記官

観 護 状			指揮印
少 年	氏 名	歳（平成 年 月 日生） 	
	年 齢		経 由 官 印
	住 居 職 業		
少年に対する について、同人を さいたま少年鑑別所 に送致する。			被疑事件
被 疑 事 実 の 要 旨		別紙のとおり	
刑 事 訴 訟 法 60 条 1 項 各 号 に 定 め る 事 由		裏面のとお	
有 効 期 間		平成 年 月 日 まで	
この令状は、有効期間経過後は、その執行に着手することができない。この場合には、これを 当裁判所に返還しなければならない。			
平成 年 月 日 さいたま地方裁判所 裁 判 官			
請 求 の 年 月 日		平成 年 月 日	
執 行 し た 年 月 日 時 及 び 場 所		平成 年 月 日 午 時 分	
記 名 押 印			
執 行 す る こ と が で き な か っ た と き は そ の 事 由			
記 名 押 印		平成 年 月 日	
収 容 し た 年 月 日 時 及 び 取 扱 者		平成 年 月 日 午 時 分	

刑事訴訟法60条1項各号に定める事由

下記の 号に当たる。

- 1 少年が定まった住居を有しない。
- 2 少年が罪証を隠滅すると疑うに足りる相当な理由がある。
- 3 少年が逃亡し又は逃亡すると疑うに足りる相当な理由がある。

平成 年 月 日

通 知 書

殿

さいたま地方裁判所
裁判所書記官

少年 に対する 被疑事件について、
本日、同人は勾留に代わる観護措置として、さいたま少年鑑別所 に收容されたから通知します。

※ 今後、この事件についての問い合わせなどは、さいたま地方検察庁にしてください。
(電話 [REDACTED])

(裁判官印)

被 疑 少 年 陳 述 調 書

被 疑 少 年

被 疑 事 件 名

陳 述 の 年 月 日 平 成 年 月 日

陳 述 の 場 所 さいたま地方裁判所

裁 判 官

裁 判 所 書 記 官

人定質問

問 氏名, 年齢, 住居及び職業について述べてください。

答 検察庁で述べたとおりです。

裁判官は, 終始沈黙し, 又は個々の質問に対し陳述を拒むことができる旨を告げ, 観護措置請求書記載の被疑事実を読み聞かせた。

問 検察官からこのような事実について勾留に代わる観護措置の請求があったが, これに対して何か述べることはないですか。

答

裁判官は, 弁護士選任権を告げ, 弁護士, 弁護士法人又は弁護士会を指定して弁護人の選任を申し出ることができる旨及びその申出先を教示し, また, 国選弁護士請求権を告げ, 弁護人の選任を請求するには資力申告書を提出しなければならない旨及びその資力が基準額以上であるときは, あらかじめ埼玉弁護士会に弁護人の選任の申出をしていなければならない旨を教示し, 少年鑑別所に収容した場合の通知先を尋ねたところ,

答 弁護人の選任のことはわかりました。

通知先は

以上のとおり読み聞かせたところ, 相違ない旨申し立て署名指印をした。

被疑少年

指印

前同日同庁

裁判所書記官

即日通知済 同日同庁 裁判所書記官